

NPO 法人

うえるかむ

権利擁護サポートセンター船橋

通信



第7号 平成 23年12月14日発

〒273-0046 船橋市上山 1-157-4 (カメラハウス 2階) ☎ & fax 047-710-7040
IP 電話 050-3496-9981 メールアドレス ; qqxt3s29n@canvas.ocn.ne.jp

《わかりやすい成年後見制度》第一回(全六回)

社会福祉士・うえるかむ理事 小藤武樹

皆さん、こんにちは。「うえるかむ」の理事として加わり、相談と支援を役目として、時折事務所に顔を出しています。

さて、「うえるかむ」がNPO法人になったのを機会に、今回からもう一度、成年後見制度についてわかりやすくお話ししたいと思います。

私は今、2名の方の成年後見人を受任しています。類型は1人が後見、もう1人が保佐です。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

成年後見制度と聞きますと、なぜか堅苦しく重々しい印象を受け、どうしても身構えてしまいますよね。

成年後見とはなんのでしょうか。“成年”は20歳を過ぎた人のこと。では“後見”とは？歌舞伎や落語の世界での襲名披露で、後見なる言葉を良く耳にします。どうも“上位の者”が「〇〇の後見役を務めます」と言っています。後見とは一般社会では本人の“後ろ盾”、“監視役・監督”あるいは“保証人”のような意味合いを持っています。本人には“目の前のたんこぶ”、“煩わしい存在”と思われることもあるでしょう。ここでの後見役は本人の代わりではなく、法的には本人と全く別人です。

しかし、一方の成年後見制度では、判断の出来ない方が悪い人に騙されたり、損をさせられたりしないように、他人(成年後見人)が本人になり代わり、約束事、契約を取り交わします。要は、本人の代わりに判断することです。すなわち、法的には後見人は本人の代わりであり、本人と見做します。まさに「困ったときの後見頼み」と言ってよさそうです。同じ“後見”でも違います。

判断できなくなった時に、役立つ制度が後見制度だということをおわかりいただけたでしょうか。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

ここで、質問「成年後見人は身元引受人や保証人と同じでしょうか？」

答えは「NO！」

成年後見人は法的には本人と同一と見做されています。本人が本人の身元引き受人や保証人になるのはあきらかにおかしいですね。「成年後見人は身元引受人や保証人ではない」とご納得いただけたでしょうか。これで、すでに皆様は成年後見制度の全体の半分をご理解されました。

☆ ☆ ☆ ☆ ☆ ☆

今回は「どのようなときに？」です。

権利擁護漫画 ウエル

原案・あかつ ちゃん
原画・むとう



No.2



①ウエルちゃんはお母さんと買い物へ。すると、アキラさんが綺麗なお姉さんと楽しそうに歩いていました。



②アキラさんは、いつのまにか男の人たちに取り囲まれて、振り返っても、あれ！お姉さんはどこいった？



③「カードで何でも買えるし、お金いらさないよ。ここにサインして！」とおどされていきます。



④サインしそうなになった時、おまわりさんが来て男達は逮捕されました。ウエルちゃんのお母さんが警察に電話したのです。

成年後見制度の利用は上記のようなことを防止できます

「うえるかむ&育成会」、共催で行います。

※ 来年二月十八日(土)・高根台公民館

「春よこい！フエスティブアル」

船橋市手をつなぐ育成会と「うえるかむ」の共催で、障害のある人もない人もお子様もみんな一緒に楽しめるイベントを計画中です。詳しくは十一月中旬にご案内いたします。今から二月十八日は予定を空けて待っていてくださいね。

※ 3月に「成年後見制度をわかりやすく解説」講座を行います。その予定もぜひ記憶しておいて下さい。(日時は未定)

13:30から16:30

NPO法人PACガーディアンズが
船橋市成年後見支援センターを船橋市から受託。
センター長は小川裕二氏(社会福祉士)
お問合せは(Tel)047-407-4441
e-mail info@pacg.jp JRまたは船橋駅 下車4分

ちょっと難しいけれども、法廷でのやり取りの一部をご紹介します <東京地裁>10/18

名児耶さんの裁判「もう一度選挙に行きたい」

裁判長

被告(国・総務省)の前の主張は『事理弁識能力のない者の投票は無効』ということだったので『無効の投票があると、ふさわしくない結論が出る。だから手段として成年被後見人から一律に選挙権を奪うことにした。事理弁識能力のない状態が寛解したときには選挙権は行使できる』ということかと思っていた。しかし今回の被告準備書面では、『選挙権行使は私人の私法上の行為とは違うものだから事理弁識能力のないものが選挙権を行使しても有効』ということですね。

被告(国・総務省)

はい。

裁判長⇒被告(国・総務省)

そうすると、被後見人の選挙権を制限する立法目的が何なのか分からない。どういう人が選挙権を行使すると、『国政が危くなる、問題が生じると考えているのか。立法目的、大前提として「こういう人の参政権を否定したい。そうしないと国政が危くなる。間違った方向へ行く。」ということを明らかにしたうえで、その手段として成年後見制度を流用したということだと思うが。一つの考え方として、投票する時点のみならず、日常的に能力が必要なんだ…投票時だけ、能力が回復していても、状況として事理弁識能力がない人は排除したい…というようなことはあり得ると思いますが、まず立法目的を明らかにして下さい。

被告(国・総務省)

立法目的を敷衍(ふえん)します。
※敷衍=わかりやすく、詳しく、説明すること

【法廷の言葉は難解です。ご本人に理解できるのでしょうか?】

NPO法人うえるかむ権利擁護サポートセンター船橋
毎週火曜日と金曜日 10:00~15:00 成年後見、権利擁護その他、どんな些細なことでもお気軽にご相談下さい。内容によっては理事で専門家でもある方が待機しています。相談室に電話が繋がらないときは090-1217-3003へ

裁判長

そのうえで、その目的を達成するために何を手段とするのか。その合理性が必要。認知症とか知的の方は排除したい、そういう方が、例えば全国で800万人、成年後見を使っている人が30万人いるとすると、重なる部分もあるが、はみ出す部分も出てくる。そのような運用が、「LRA(より制限的でない手段)」なり、「やむを得ない場合」という基準なり、又は合理性の基準を使って合憲と言えるのか、という話になる。

裁判長⇒原告と被告両者へ

そういう考え方の中で、諸外国はどういう考え方なのかというのは、制度論として参考になると思うので、和訳を挙げて欲しい。

裁判長⇒原告

また、次回以降かもしれないけど、立法事実、①立法目的から対象となる人と

②成年被後見人の対象者の現状、③成年後見の運用状況等を明らかにして欲しい。成年後見は本来本人の財産が不当に出て行かないようにする制度、どういう風に医者が判断しているのかということも明らかにする準備をしておいて欲しい。

原告・名児耶清吉氏と弁護団

被告の前の調書は撤回ということでもいいのか。

裁判長

実質上は撤回だと思う。最終的にはしっかり調整する。次回1月19日 同法廷にて。

編集後記

社会福祉士の小藤武樹氏の「わかりやすい成年後見制度」が始まりました。最終回までで、かなりの「成年後見制度通！」に。ご期待下さい。漫画ウエルちゃんは無口なのですが、表情がとても良いでしょうか？アキラさんにもご注目！